○農林水産省令第六十七号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）及び卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百九十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

農林水産大臣　吉川　貴盛

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令

（卸売市場法施行規則の一部改正）

第一条　卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（中央卸売市場の認定を受けることのできる卸売市場） **第一条**　卸売市場法（以下「法」という。）第四条第一項の農林水産省令で定める基準は、その取扱品目が属する次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、その卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）の面積の合計が、おおむねそれぞれ当該各号に定める面積（その取扱品目が当該各号の二以上の生鮮食料品等の区分に属する場合には、当該各号に定める面積のうち最も大きな面積）以上であることとする。 一　野菜及び果実　一万平方メートル 二　生鮮水産物　一万平方メートル 三　肉類　千五百平方メートル 四　花き　千五百平方メートル 五　前各号に掲げる生鮮食料品等以外の生鮮食料品等　千五百平方メートル （中央卸売市場の認定の申請） **第二条**　法第四条第二項に規定する申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。 2　法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項とする。 3　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　開設者に関する次に掲げる書類（開設者が地方公共団体である場合にあっては、ニに掲げる書類） イ　定款 ロ　登記事項証明書 ハ　役員名簿及び役員の履歴書 ニ　別記様式第七号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後一年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書） ホ　法第五条第二号から第四号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面	（委託手数料に関する事項） **第一条**　卸売市場法（以下「法」という。）第九条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 一　委託手数料の徴収の方法に関する事項 二　委託手数料の額の決定に関する事項 三　委託手数料の額の周知に関する事項 （利害関係者の選定） **第二条**　法第十一条第二項の規定により意見を聴くべき利害関係者（以下「利害関係者」という。）の選定は、意見を述べることについて正当な理由を有する者のうちから開設者（法第十一条第一項の開設者をいう。以下同じ。）が指名することにより行うものとする。